

参 考 資 料

令和 2 年 3 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 3 号関係	寝屋川市法令遵守に関する条例の一部改正	1
議案第 4 号関係	寝屋川市事務分掌条例の一部改正	3
議案第 5 号関係	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	10
議案第 6 号関係	寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正	12
議案第 7 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	14
議案第 8 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	17
議案第 9 号関係	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	20
議案第 10 号関係	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	22
議案第 11 号関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	25
議案第 12 号関係	寝屋川市介護保険条例の一部改正	42
議案第 13 号関係	寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	44
議案第 14 号関係	寝屋川市食品衛生法施行条例の一部改正	46
議案第 15 号関係	寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	51
議案第 16 号関係	寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例の制定	53

	内 容	頁
議案第 17 号関係	寝屋川市動物愛護管理員設置条例の制定	56
議案第 18 号関係	寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	57
議案第 27 号関係	包括外部監査契約の締結	59
議案第 28 号関係	市道の廃止	64
議案第 29 号関係	市道の認定	68

(議案第 3 号関係)

寝屋川市法令遵守に関する条例の一部改正

1 改正理由

『地方自治法』の改正に伴い、同法の引用条項に関する規定の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 公益通報の要件等（第6条関係）

引用する『地方自治法』の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市法令遵守に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(公益通報の要件等) 第6条(略) 2(略) (1)・(2)(略) (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による請求がされている事案又は同条第5項の手續が終了した事案に関連する事項 3(略)</p> <p>附則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(公益通報の要件等) 第6条(略) 2(略) (1)・(2)(略) (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による請求がされている事案又は同条第4項の手續が終了した事案に関連する事項 3(略)</p>

寝屋川市事務分掌条例の一部改正

1 改正理由

市長の権限に属する事務を分掌させる内部組織について、部の再編等を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 設置等 (第1条関係)

ア 『危機管理部』、『市民サービス部』及び『市民活動部』を設置する。

(「人・ふれあい部」及び「市民生活部」を廃止する。)

イ 『2軸化事業本部』、『まちづくり推進部』及び『都市基盤整備部』を設置する。

(「まち政策部」及び「まち建設部」を廃止する。)

(2) 事務分掌 (第2条関係)

ア 『危機管理部』、『市民サービス部』及び『市民活動部』の分掌事務を次のとおりとする。

危機管理部

- (ア) 消防、防犯及び防災に関すること。
- (イ) いじめ防止対策に関すること。
- (ウ) 危機管理に関すること。
- (エ) 人権施策の調整及び人権啓発に関すること。
- (オ) 男女共同参画施策の企画及び総合調整に関すること。
- (カ) 消費者対策に関すること。

市民サービス部

- (ア) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (イ) 市民葬儀、火葬及び公園墓地に関すること。
- (ウ) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (エ) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (オ) 広聴及び市民相談に関すること。

※ 財務部から(ウ)を、健康部から(エ)を、経営企画部から(オ)を、それぞれ削る。

市民活動部

- (ア) 市民活動及びコミュニティ活動の振興に関する事。
- (イ) 都市交流に関する事。

イ 『2軸化事業本部』、『まちづくり推進部』及び『都市基盤整備部』の分掌事務を次のとおりとする。

2軸化事業本部

- (ア) 2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関する事。
- (イ) 都市計画に関する事。

まちづくり推進部

- (ア) まちづくりの推進に関する事。
- (イ) 住宅に関する事。
- (ウ) 住環境の整備に関する事。
- (エ) 交通政策に関する事。
- (オ) 商工業及び農業の振興に関する事。

都市基盤整備部

- (ア) 道路、橋りょうその他土木に関する事。
- (イ) 連続立体交差事業に関する事。
- (ウ) 建築指導及び開発指導に関する事。
- (エ) 公園及び緑化に関する事。
- (オ) 建築及び営繕に関する事。
- (カ) 河川及び水路に関する事。
- (キ) 浸水対策に関する事。

(3) 附則

施行期日 令和2年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市事務分掌条例

No.1

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) 経営企画部</p> <p>(2) 財務部</p> <p>(3) 総務部</p> <p>(4) 危機管理部</p> <p>(5) 市民サービス部</p> <p>(6) 市民活動部</p> <p>(7) 環境部</p> <p>(8) 健康部</p> <p>(9) 福祉部</p> <p>(10) こども部</p> <p>(11) 2軸化事業本部</p> <p>(12) まちづくり推進部</p> <p>(13) 都市基盤整備部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>経営企画部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 広報に関すること。</p> <p>(6) 情報化の推進に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(1) 経営企画部</p> <p>(2) 財務部</p> <p>(3) <u>人・ふれあい部</u></p> <p>(4) <u>総務部</u></p> <p>(5) <u>市民生活部</u></p> <p>(6) <u>環境部</u></p> <p>(7) <u>健康部</u></p> <p>(8) <u>福祉部</u></p> <p>(9) <u>こども部</u></p> <p>(10) <u>まち政策部</u></p> <p>(11) <u>まち建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>経営企画部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 情報化の推進に関すること。</p> <p>(6) <u>広報、広聴及び市民相談に関すること。</u></p>

改正案	現行
<p>財務部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>総務部 (略)</p> <p>危機管理部</p> <p>(1) <u>消防、防犯及び防災に関すること。</u></p> <p>(2) <u>いじめ防止対策に関すること。</u></p> <p>(3) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>人権施策の調整及び人権啓発に関すること。</u></p> <p>(5) <u>男女共同参画施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>消費者対策に関すること。</u></p>	<p>財務部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>市税の賦課及び徴収に関すること。</u></p> <p>(5) <u>滞納債権の整理回収に関すること。</u></p> <p>人・ふれあい部</p> <p>(1) <u>人権施策の調整及び人権啓発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>男女共同参画施策の企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市民活動及びコミュニティ活動の振興に関すること。</u></p> <p>(4) <u>都市交流に関すること。</u></p> <p>(5) <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>消防、防犯及び防災に関すること。</u></p> <p>総務部 (略)</p>

改正案	現行
<p>市民サービス部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</u> (2) <u>市民葬儀、火葬及び公園墓地に関すること。</u> (3) <u>市税の賦課及び徴収に関すること。</u> (4) <u>国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。</u> (5) <u>広聴及び市民相談に関すること。</u> <p>市民活動部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市民活動及びコミュニティ活動の振興に関すること。</u> (2) <u>都市交流に関すること。</u> <p>環境部（略）</p> <p>健康部</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <hr/> <p>福祉部（略）</p> <p>こども部（略）</p>	<p>市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。</u> (2) <u>市民葬儀、火葬及び公園墓地に関すること。</u> (3) <u>消費者対策に関すること。</u> (4) <u>国民年金に関すること。</u> (5) <u>農業の振興に関すること。</u> (6) <u>商工業の振興に関すること。</u> (7) <u>労働福祉に関すること。</u> <p>環境部（略）</p> <p>健康部</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) <u>国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。</u> <p>福祉部（略）</p> <p>こども部（略）</p>

改正案	現行
<p>2軸化事業本部 <u>(1) 2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。</u> <u>(2) 都市計画に関すること。</u> まちづくり推進部 <u>(1) まちづくりの推進に関すること。</u></p>	<p>まち政策部 <u>(1) まちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関すること。</u> <u>(2) 都市計画に関すること。</u> <u>(3) 連続立体交差事業に関すること。</u> <u>(4) 市街地再開発事業に関すること。</u> <u>(5) 開発指導に関すること。</u> <u>(6) 建築指導に関すること。</u> <u>(7) 住環境整備に関すること。</u> <u>(8) 住宅に関すること。</u> <u>(9) 建築及び営繕に関すること。</u> まち建設部 <u>(1) 道路、橋りようその他土木に関すること。</u> <u>(2) 公園及び緑化に関すること。</u> <u>(3) 交通対策に関すること。</u> <u>(4) 河川及び水路に関すること。</u> <u>(5) 浸水対策に関すること。</u></p>

改正案	現行
<p>(2) <u>住宅に関すること。</u> (3) <u>住環境の整備に関すること。</u> (4) <u>交通政策に関すること。</u> (5) <u>商工業及び農業の振興に関すること。</u></p> <p><u>都市基盤整備部</u></p> <p>(1) <u>道路、橋りょうその他土木に関すること。</u> (2) <u>連続立体交差事業に関すること。</u> (3) <u>建築指導及び開発指導に関すること。</u> (4) <u>公園及び緑化に関すること。</u> (5) <u>建築及び営繕に関すること。</u> (6) <u>河川及び水路に関すること。</u> (7) <u>浸水対策に関すること。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	

(議案第 5 号関係)

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

1 改正理由

印鑑登録を受けることができる資格について見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 印鑑登録の資格(第2条関係)

印鑑登録を受けることができない者について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

備考 「成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、印鑑の登録の申請を受け付けることとして差し支えない」とする総務省の技術的助言があった。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(印鑑登録の資格)</p> <p>第2条 寝屋川市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個の印鑑に限り、印鑑の登録（以下「印鑑登録」という。）を受けることができる。ただし、意思能力を有しない者及び15歳未満の者は、印鑑登録を受けることができない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この<u>条例</u>に基づく申請又は届出<u>その他この条例の施行</u>について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(印鑑登録の資格)</p> <p>第2条 寝屋川市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個の印鑑に限り、印鑑の登録（以下「印鑑登録」という。）を受けることができる。ただし、成年被後見人<u>及び</u>15歳未満の者は、印鑑登録を受けることができない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この<u>条例</u>の<u>施行</u>について必要な事項は、規則で定める。</p>

(議案第 6 号関係)

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の 一部改正

1 改正理由

『行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律』の改正に伴い、同法の題名及び引用条項に関する規定の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

※ 改正後の題名=『情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律』

2 改正内容

(1) 書面審理 (第6条関係)

引用する法律 (『行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律』) の題名及び条項を改める。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例

No.1

改正案	現行
<p>(書面審理) 第6条(略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。 3～5(略)</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(書面審理) 第6条(略) 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。 3～5(略)</p>

(議案第 7 号関係)

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

「寝屋川市公募補助金審査委員会」及び「寝屋川市シティプロモーション推進委員会」を廃止するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 附属機関の廃止（別表関係）

市長の附属機関について、「寝屋川市公募補助金審査委員会」及び「寝屋川市シティプロモーション推進委員会」を廃止する。

(2) 附則

施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

改正案		現行	
<p>教育委員会</p> <p>寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会</p> <p>寝屋川市校区問題審議会～寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会</p>	<p>(略)</p>	<p>教育委員会</p> <p>寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備事業者選定委員会</p> <p>寝屋川市校区問題審議会～寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(議案第 8 号関係)

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

「寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置し、及び「寝屋川市ドリームプラン選考委員会」を廃止するため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 附属機関の設置・廃止（別表関係）

ア 教育委員会の附属機関として、次の委員会を設置する。

附属機関	担任事務
寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会	寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定についての調査審議に関する事務

イ 教育委員会の附属機関について、「寝屋川市ドリームプラン選考委員会」を廃止する。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

改正案	現行																					
<p>附 則 1・2 (略)</p> <p><u>（寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会に関する規定の失効）</u></p> <p>3 別表教育委員会 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の項の規定は、寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">附属機関の属する 執行機関</th> <th style="width: 33%;">附属機関</th> <th style="width: 33%;">担 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 第四中学校区小中 一貫校施設整備事 業者選定委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 教育支援委員会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務	市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 第四中学校区小中 一貫校施設整備事 業者選定委員会	(略)	教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 教育支援委員会	(略)	<p>附 則 1・2 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">附属機関の属する 執行機関</th> <th style="width: 33%;">附属機関</th> <th style="width: 33%;">担 任 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 第四中学校区小中 一貫校施設整備事 業者選定委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 教育支援委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>寝屋川市ドリーム プラン選考委員会</td> <td>特色ある教育又は 特色ある中学校区 づくりを進めるた めのプランの選考</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務	市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 第四中学校区小中 一貫校施設整備事 業者選定委員会	(略)	教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 教育支援委員会	(略)		寝屋川市ドリーム プラン選考委員会	特色ある教育又は 特色ある中学校区 づくりを進めるた めのプランの選考
附属機関の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務																				
市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 第四中学校区小中 一貫校施設整備事 業者選定委員会	(略)																				
教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 教育支援委員会	(略)																				
附属機関の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務																				
市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 第四中学校区小中 一貫校施設整備事 業者選定委員会	(略)																				
教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 教育支援委員会	(略)																				
	寝屋川市ドリーム プラン選考委員会	特色ある教育又は 特色ある中学校区 づくりを進めるた めのプランの選考																				

改正案		現行	
	<p>寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会～寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会</p> <p>寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会</p>		<p>寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会～寝屋川市小学校就学前教育支援プログラム審議会</p>
	<p>(略)</p> <p>寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定についての調査審議に関する事務</p>		<p>についての審議に関する事務</p> <p>(略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

1 改正理由

『生活保護法』の改正により「進学準備給付金の支給」が創設されたことに伴い、個人番号の利用範囲等について当該給付金に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 個人番号の利用範囲（別表第2関係）

個人番号の利用に関し、別表第2に掲げる所定の事務を処理するために利用することができる特定個人情報の生活保護関係情報について、「進学準備給付金の支給に関する情報」を追加する。

備考 改正後の別表第2では「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」を「以下「生活保護関係情報」という」ことから、特定個人情報の提供（別表第3）に係る「生活保護関係情報」にも「進学準備給付金の支給に関する情報」が含まれることになる。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例

No.1

改正案			現行		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1)・(1)の2 (略)	(略)	市長	(1)・(1)の2 (略)	(略)
	(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) (略)		(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) (略)
	(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの		(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
	(3)~(4) (略)	(略)		(3)~(4) (略)	(略)
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>					

(議案第 10 号関係)

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部改正

1 改正理由

「私立幼稚園保育料軽減補助金」を廃止することに伴い、個人番号の利用範囲等について当該補助金に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 個人番号の利用範囲（別表第1関係）及び特定個人情報の提供（別表第3関係）

個人番号の利用範囲及び特定個人情報を提供することができる事務について、「規則で定める私立の幼稚園の保育料に係る補助金の支給」に関する事務を削る。

※ 「規則で定める私立の幼稚園の保育料に係る補助金」=私立幼稚園保育料軽減補助金

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

改正案		現行	
			(4) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの</u>
			(5) <u>外国人生活保護措置関係情報であつて規則で定めるもの</u>

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正理由

『大阪府国民健康保険運営方針』を踏まえた国民健康保険の事務の実施に関わる規定の整備を行うとともに、『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改める等のため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 一般被保険者に係る基礎賦課額等(「一般被保険者に係る基礎賦課額」及び「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」)の保険料率に関する事項(第19条、第19条の5の5関係)

大阪府が算定する「市町村標準保険料率」を基準として、一般被保険者に係る基礎賦課額等の保険料率に関する規定の整備を行う。

※ 「市町村標準保険料率」=大阪府内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値

- (2) 退職被保険者等に係る基礎賦課額等(「退職被保険者等に係る基礎賦課額」及び「退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額」)の保険料率に関する事項(第19条の3、第19条の4、第19条の4の2、第19条の5の7、第19条の5の8、第19条の5の9関係)

大阪府が算定する「市町村標準保険料率」を基準として、退職被保険者等に係る基礎賦課額等の保険料率に関する規定の整備を行う。

- (3) 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率に関する事項(第19条の9関係)

大阪府が算定する「市町村標準保険料率」を基準として、介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率に関する規定の整備を行う。

- (4) 基礎賦課限度額(第19条の5関係)

基礎賦課限度額を引き上げる。(540,000円→580,000円)

- (5) 保険料の減額(第22条の2関係)

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得者に係る保険料の軽減措置の対象を拡大するため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準を次のとおり改める。

ア 5割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額33万円 + 28万円 × 被保険者数
改正後	基礎控除額33万円 + 28.5万円 × 被保険者数

イ 2割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額33万円 + 51万円 × 被保険者数
改正後	基礎控除額33万円 + 52万円 × 被保険者数

(6) 督促手数料（第27条関係）

納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、保険料に係る督促手数料の徴収を要しないものとする。

(7) 令和2年度分の保険料率の特例（附則第26項～附則第32項関係）

令和2年度分の保険料率の特例について定める。

〔激変緩和措置として、当該保険料率を据え置くこととする。〕

(8) 附則

ア 施行期日 令和2年4月1日

イ 経過措置

改正後の保険料に係る規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第19条(略)</p> <p>(1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率</p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者)をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第19条(略)</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者)をい</p>

改正案	現行
<p>ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）アに定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3（略） （退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定） 第19条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率を乗じて算定する。 （退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額</p> <p>第19条の4 第19条の2の被保険者均等割額は、市町村標準</p>	<p>う。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3（略） （退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定） 第19条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第19条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 （退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定） 第19条の4 第19条の2の被保険者均等割額は、第19条の</p>

改正案	現行
<p>保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額)</p> <p>第19条の4の2 第19条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>(2) 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定期月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)(以下「退職被保険者特定世帯」という。)</p> <p>前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定期月以後5年を経過する月の翌月から特定期月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)(以下「退職被保険者特定継続世帯」という。)</p> <p>第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第19条の5 第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条第1項の基礎賦課額と第19条の2第1</p>	<p>規定により算定した額と同額</p> <p>とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第19条の4の2 第19条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第19条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定期月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</p> <p>第19条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定期月以後5年を経過する月の翌月から特定期月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</p> <p>第19条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第19条の5 第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条第1項の基礎賦課額と第19条の2第1</p>

改正案	現行
<p>項の基礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。)は、<u>580,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)第19条の5の5(略)</p> <p>(1) <u>所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u></p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</u></p> <p>イ <u>特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p>	<p>項の基礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。)は、<u>540,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)第19条の5の5(略)</p> <p>(1) <u>所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合)にあつては、法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と</u></p>

改正案	現行
<p>2・3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第19条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額)</p> <p>第19条の5の8 第19条の5の6の被保険者均等割額は、市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)</p> <p>第19条の5の9 第19条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第19条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第19条の5の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第19条の5の8 第19条の5の6の被保険者均等割額は、第19条の5の5の規定により算定した額と同額とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第19条の5の9 第19条の5の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p>

改正案	現行
<p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第19条の5の10 第19条の5の3又は第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えられない。</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第19条の9（略）</p>	<p>(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第19条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第19条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第19条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第19条の5の10 第19条の5の3又は第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。）は、<u>令第29条の7第3項第8号に掲げる金額</u>を超えられない。</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第19条の9（略）</p>

改正案	現行
<p>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、<u>介護納付金賦課額</u>の保険料率における<u>所得割の率</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、<u>介護納付金賦課額</u>の保険料率における<u>被保険者均等割の額</u></p> <p>2・3 (略) (介護納付金賦課限度額) 第19条の10 第19条の7第1項の介護納付金賦課額は、<u>160,000円</u>を超えない。 (普通徴収に係る保険料の納期及び納付額) 第21条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期～第10期 (略) 2～4 (略) (保険料の減額) 第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第</p>	<p>(1) 所得割 <u>介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合)にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)</u>の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>2・3 (略) (介護納付金賦課限度額) 第19条の10 第19条の7第1項の介護納付金賦課額は、<u>令第29条の7第4項第8号に掲げる金額を超えること</u>がでない。 (普通徴収に係る保険料の納期及び納付額) 第21条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。 第1期 6月18日から同月30日まで 第2期～第10期 (略) 2～4 (略) (保険料の減額) 第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第</p>

改正案	現行
<p>19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>580,000円</u>を超える場合には、<u>580,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ（略）</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者</p>	<p>19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には、<u>540,000円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ（略）</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者</p>

改正案	現行
<p>の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「<u>580,000円</u>を超える場合には、<u>580,000円</u>とあるのは「<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、「<u>580,000円</u>を超える場合には、<u>580,000円</u>」とあるのは「<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>」</p>	<p>の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「<u>540,000円</u>を超える場合には、<u>540,000円</u>とあるのは「<u>令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超える場合には、同号に定める額</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、「<u>540,000円</u>を超える場合には、<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超える場合には、</u></p>

改正案	現行
<p>「第19条の9第2項」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み替えるものとする。 <u>(督促手数料)</u> <u>第27条 市長は、保険料について督促状による督促をしたときは、督促状1通につき80円の手数料を徴収するものとする。ただし、納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、この限りでない。</u> <u>附則</u> <u>1～25 (略)</u> <u>(令和2年度分の保険料率の特例)</u> <u>26 令和2年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第19条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u> <u>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案</u></p>	<p>同号に定める額」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み替えるものとする。 <u>(保険料の督促手数料)</u> <u>第27条 保険料の督促手数料は、督促状1通について80円とする。</u> <u>附則</u> <u>1～25 (略)</u></p>

現 行

改 正 案

して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イはウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

27 令和2年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第26項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第26項第2号に掲げる額」とする。

28 令和2年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわら

改 正 案	現 行
<p>ず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第26項第3号アに定める額</p> <p>(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>29 令和2年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第19条の5の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算出した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p>	

改正案	現行
<p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>イ <u>特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>30 <u>令和2年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第29項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第29項第2号に掲げる額」とする。</u></p> <p>31 <u>令和2年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>	

改正案	現行
<p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第29項第3号アに定める額</u></p> <p>(2) <u>退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額</u></p> <p>32 <u>令和2年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第19条の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>(2) <u>被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	

改正案	現行
2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	

(議案第 12 号関係)

寝屋川市介護保険条例の一部改正

1 改正理由

介護保険の保険料に係る督促手数料の徴収に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 督促手数料（第9条関係）

納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、保険料に係る督促手数料の徴収を要しないものとする。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市介護保険条例

No.1

改正案	現行
<p>(督促手数料)</p> <p>第9条 市長は、保険料について督促状による督促をしたときは、督促状1通につき80円の手数料を徴収するものとする。ただし、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、この限りでない。</p> <p>附則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(保険料督促手数料)</p> <p>第9条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。</p>

(議案第 13 号関係)

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正

1 改正理由

後期高齢者医療の保険料に係る督促手数料の徴収に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 督促手数料 (第5条関係)

納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、保険料に係る督促手数料の徴収を要しないものとする。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例

No.1

改正案	現行
<p><u>(督促手数料)</u> 第5条 市長は、保険料について督促状による督促をしたときは、<u>督促状1通につき80円の手数料を徴収するものとする。</u> <u>ただし、納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、この限りでない。</u></p> <p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(保険料の督促手数料)</u> 第5条 保険料の督促手数料は、<u>督促状1通について、80円とする。</u></p>

寝屋川市食品衛生法施行条例の一部改正

1 改正理由

『食品衛生法』の改正により、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準について厚生労働省令で定めることとされたことなどに伴い、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市食品衛生法施行条例の一部改正〔第1条〕

ア 営業者が講ずべき措置の基準（第3条、別表第1、別表第2関係）

「営業者が講ずべき措置の基準」に関する規定（第3条並びに別表第1及び別表第2）を削る。

備考 営業者が講ずべき措置の基準について、『食品衛生法施行規則』（厚生労働省令）で定められた。（令和2年6月1日施行）

(2) 寝屋川市食品衛生法施行条例の一部改正〔第2条〕

ア 廃業等の届出（第4条関係）

「廃業等の届出」に関する規定（第4条）を削る。

備考 飲食店営業等の許可を受けた者の廃業等の届出について、『食品衛生法施行規則』（厚生労働省令）で定められた。（令和3年6月1日施行）

(3) 附則

施行期日 令和2年6月1日。ただし、(2)は、令和3年6月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市食品衛生法施行条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市食品衛生法施行条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、寝屋川市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準を定め、併せて食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関する必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項の規定に基づき、営業者が公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準並びに寝屋川市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準を定め、併せて法の施行に関する必要なその他の事項を定めるものとする。（営業者が講ずべき措置の基準）</u></p> <p>第3条 法第50条第2項に規定する基準は、<u>危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理上の措置を講ずる場合にあつては別表第1の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める措置を講ずることとし、危害分析・重要管理点方式を用いず衛生管理上の措置を講ずる場合にあつては別表第2の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める措置を講ずることとする。</u></p> <p>2 市長は、営業の内容及び形態等により、前項の基準による</p>

2 寝屋川市食品衛生法施行条例 (第2条関係) ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。

改正案	現行
<p>(許可証の交付等) 第3条 市長は、法第55条第1項の許可 (以下「営業許可」という。)をしたときは、許可証を交付しなければならない。 2・3 (略)</p> <hr/> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準) 第4条 (略) (委任) 第5条 (略)</p>	<p>(許可証の交付等) 第3条 市長は、法第52条第1項の許可 (以下「営業許可」という。)をしたときは、許可証を交付しなければならない。 2・3 (略) (廃業等の届出) 第4条 許可業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、速やかに、前条第1項の許可証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。 い。 (1) 営業許可に係る営業を廃止した場合 許可業者 (2) 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 (法第53条第2項の規定による届出をする場合を除く。) その相続人 (3) 法人が合併により消滅した場合 (法第53条第2項の規定による届出をする場合を除く。) その法人の代表者であつた者 (4) 許可業者について破産手続開始の決定があつた場合 その破産管財人 (5) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人 (食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準) 第5条 (略) (委任) 第6条 (略)</p>

改正案	現行
<p>附則 (経過措置) 2 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>附則</p>	<p>附則 (経過措置) 2 (略) 3 第5条の規定は、この条例の施行の日前に大阪府食品衛生法施行条例第6条の規定による届出を行っていない者について<u>も適用する。</u></p>

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正

1 改正理由

『浄化槽法』の改正により、浄化槽保守点検業者の登録に関し条例で定める事項として「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項」が追加されたこと等に伴い、浄化槽保守点検業者の遵守事項について整備するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 遵守事項（第 12 条関係）

浄化槽保守点検業者が遵守しなければならない事項に、次の事項を追加する。

ア 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について生活環境の保全及び公衆衛生上の措置が必要であると認めるときは、速やかに、その浄化槽管理者に対し、当該必要な措置を講ずべきことを説明すること。

イ 浄化槽管理士に対し、大阪府知事が実施する講習会等を、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内に 1 回以上受講させること。

(2) 附則

ア 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(1)イの浄化槽管理士に対する講習会の受講に関する経過措置について定める。

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市子どもの健やかな成長のための 受動喫煙防止条例の制定

1 制定理由

子どもの健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの健やかな成長に寄与する等のため、本条例を制定する。

※ 子ども=18歳に満たない者

2 主な制定内容

(1) 市民等の責務（第3条関係）

ア 市民等は、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

※ 市民等=寝屋川市の区域内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は寝屋川市の区域内を通過する者

イ 保護者は、喫煙をする場所に、子どもを立ち入らせないように努めなければならない。

ウ 市民等は、寝屋川市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 寝屋川市の責務（第4条関係）

寝屋川市は、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(3) 施策の推進（第5条関係）

寝屋川市は、市民等及び関係機関等と連携し、及び協力して、子どもの受動喫煙の防止に関する必要な施策を推進するものとする。

(4) 家庭等における受動喫煙の防止等（第6条関係）

ア 保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければならない。

イ 家庭等においては、子どもと同室の空間で喫煙をしないようにしなければ

ばならない。

(5) 自動車の車内における喫煙の制限（第7条関係）

子どもが同乗している自動車の車内においては、喫煙をしないようにしなければならない。

(6) 路上喫煙の制限（第8条関係）

ア 市民等は、子どもの周囲において、路上喫煙をしないようにしなければならない。

イ 市民等は、道路等のうち特に次に掲げる場所においては、路上喫煙をしないようにしなければならない。

(7) 規則で定める学校、児童福祉施設等の敷地の外周の道路及び通学路

(イ) 規則で定める公園、広場等

(7) 路上喫煙禁止区域の指定（第9条関係）

ア 市長は、子どもの健康を受動喫煙の悪影響から保護するため特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

イ 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、標識の設置その他の適切な方法により明示しなければならない。

(8) 路上喫煙禁止区域の指定の変更等（第10条関係）

市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

(9) 路上喫煙の禁止等（第11条関係）

ア 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

イ 市長は、アに違反して路上喫煙をしている者に対し、路上喫煙の中止を命ずることができる。

(10) 普及啓発等（第12条関係）

ア 寝屋川市は、受動喫煙の有害性、受動喫煙が子どもの健康に与える悪影響に関する知識の普及啓発を講ずるものとする。

イ 寝屋川市は、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(11) 罰則（第13条関係）

(9)イの命令に違反した者は、1,000円の過料に処する。

(12) 委任（第14条関係）

規則への委任について定める。

(13) 附則

施行期日 令和2年10月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 17 号関係)

寝屋川市動物愛護管理員設置条例の制定

1 制定理由

『動物の愛護及び管理に関する法律』の改正により「条例で定めるところにより、動物愛護管理担当職員を置く」こととされたことから、当該職員（動物愛護管理員）を置くことについて、本条例を制定する。

2 制定内容

(1) 本則

『動物の愛護及び管理に関する法律』第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(2) 附則

施行期日 令和 2 年 6 月 1 日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

(議案第 18 号関係)

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

1 改正理由

『地方自治法』の改正に伴い、同法の引用条項に関する規定の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 議会の同意を要する賠償責任の免除（第7条関係）

引用する『地方自治法』の条項を改める。

(2) 附則

施行期日 令和2年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p> <p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

(議案第 27 号関係)

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙 1

監査委員の意見聴取 別紙 2

監査委員の意見 別紙 3

[根拠法令]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項

包括外部監査契約の相手方の略歴・実績

住 所 XXXXXXXXXX
 氏 名 玉 置 寿 子 (たまき としこ)
 生年月日 XXXXXXXXXX

略 歴 (包括外部監査人に係る履歴を除く。)

平成元年 10 月	神戸大学経営学部卒業
平成 5 年 4 月	太田昭和監査法人 (現 EY 新日本有限責任監査法人) 入所
平成 21 年 4 月	公認会計士登録
平成 22 年 3 月	大阪府監査委員事務局 (任期付職員) 〔この間、当該監査法人を退所〕
現 在	EY 新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー

包括外部監査人・包括外部監査補助者としての実績

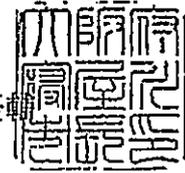
平成 23 年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 公有財産 (不動産) に係る事務執行について
平成 24 年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 過去の包括外部監査の措置状況について
平成 25 年度	奈良市包括外部監査人 〔テーマ〕 指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について
平成 27 年度	豊中市包括外部監査人 〔テーマ〕 一般会計等における委託契約に係る事務の執行について
	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 高齢者福祉に関する事務の執行について
平成 28 年度	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 子ども・子育て支援に関する事務の執行について
平成 29 年度	高槻市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 インフラ施設を中心とする公共施設等に関する事務の執行について
令和元年度	寝屋川市包括外部監査人 〔テーマ〕 委託契約に関する事務の執行について



監 第 1174 号
令和2年1月22日

寝屋川市代表監査委員
九鬼 康夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



令和2年度包括外部監査契約の締結について（協議）

令和2年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

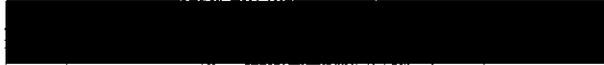
記

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。

2 契約の相手方

(1) 住所



(2) 氏名

玉置 寿子

(3) 資格

公認会計士（登録 平成5年4月23日 第11504号）

(4) その他

地方自治法第252条の28第3項に関する欠格事由がない方であります。

3 契約の始期

令和2年4月1日

4 契約の金額

金8,195,000円を上限とする額

5 契約金の算定方法

別表のとおり

6 契約金の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。



別 表

<p>執務費用</p>	<p>執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。</p> <p>(1) 包括外部監査人執務費用 包括外部監査人が監査に要した執務日数に 105,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を 7 で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。ただし、寝屋川市が指定する場所以外で執務する場合は、寝屋川市の承認を受けた場合に限り、執務日数に加えるものとする。</p> <p>(2) 補助者執務費用 外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に 105,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を 7 で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が 0.5 以上のときは切り上げて、端数が 0.5 未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。ただし、寝屋川市が指定する場所以外で執務する場合は、寝屋川市の承認を受けた場合に限り、執務日数に加えるものとする。</p>
<p>諸経費</p>	<p>100,000 円</p> <p>諸経費は、交通費、通信費、その他一切の事務費を含む。</p>

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。



監 第 1187 号

令和2年1月31日

寝屋川市長 広瀬慶輔様

寝屋川市監査委員

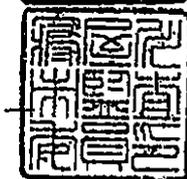
九鬼康夫



廣岡芳樹



井川晃一



令和2年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

令和2年1月22日付監第1174号により令和2年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません



(議案第 28 号関係)

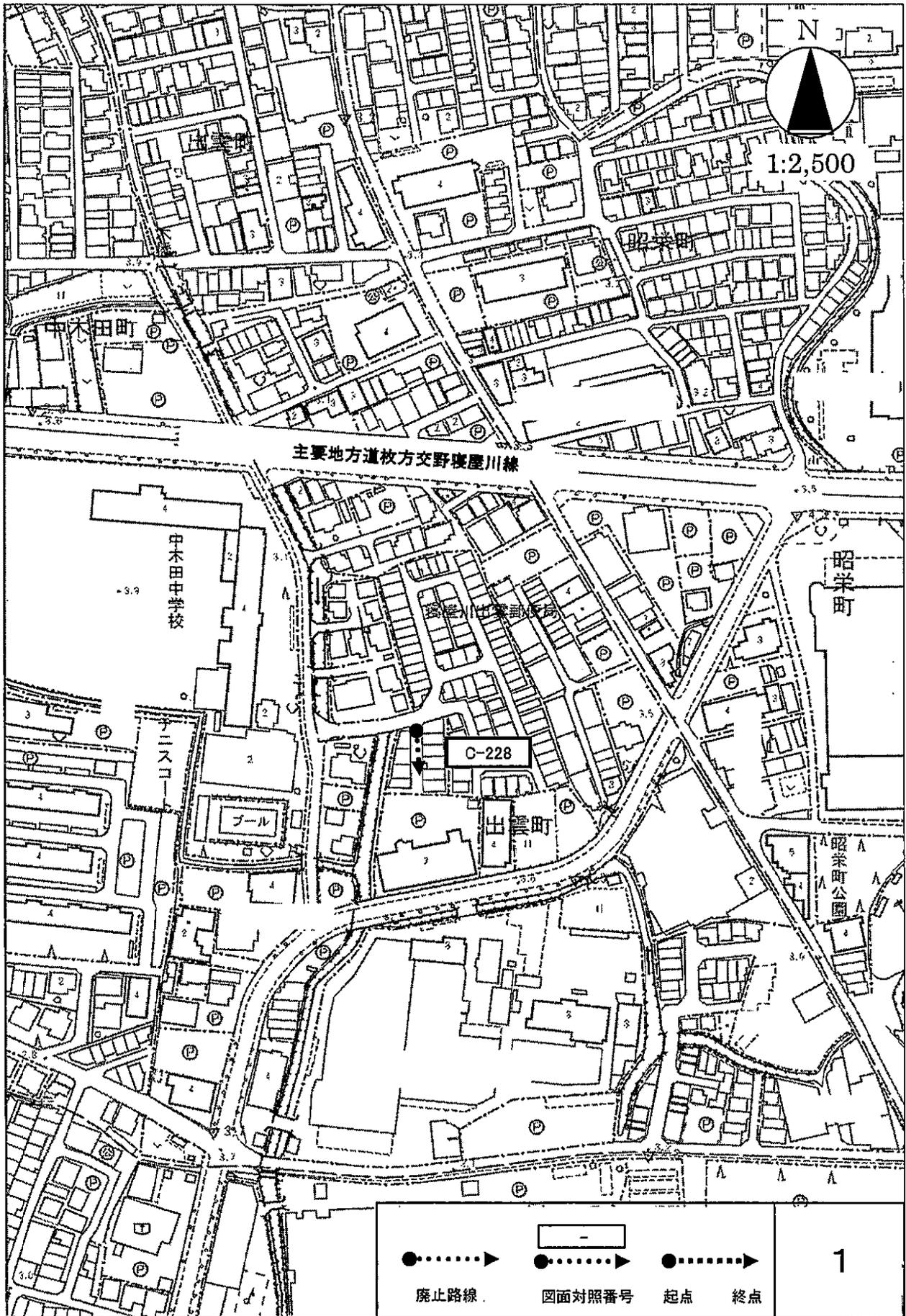
市 道 の 廃 止

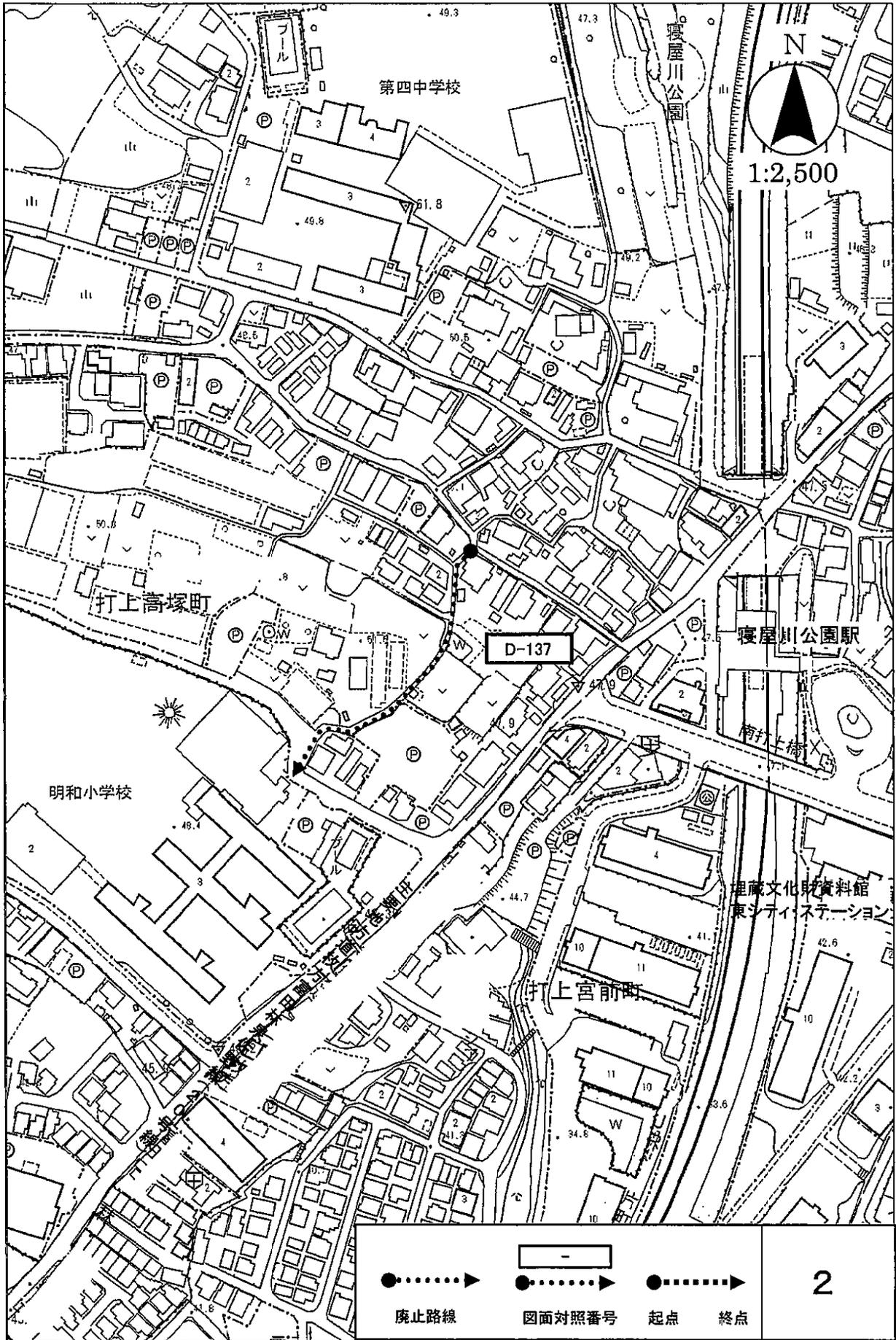
区 分	総 延 長	路 線 数
廃 止 予 定 数 値	167.90 m	2 路 線
現 在 数 値	320,002.50 m	2,029 路 線
廃 止 後 予 定 数 値	319,834.60 m	2,027 路 線

[根拠法令]

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面对照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
C-228	出雲9号線	24.90	4.70	4.70	終点変更による	1
D-137	打上高塚町1号線	143.00	1.89	4.45	打上高塚町土地 画整理事業による	2





廃止路線	図面对照番号	起点	終点

2

(議案第 29 号関係)

市 道 の 認 定

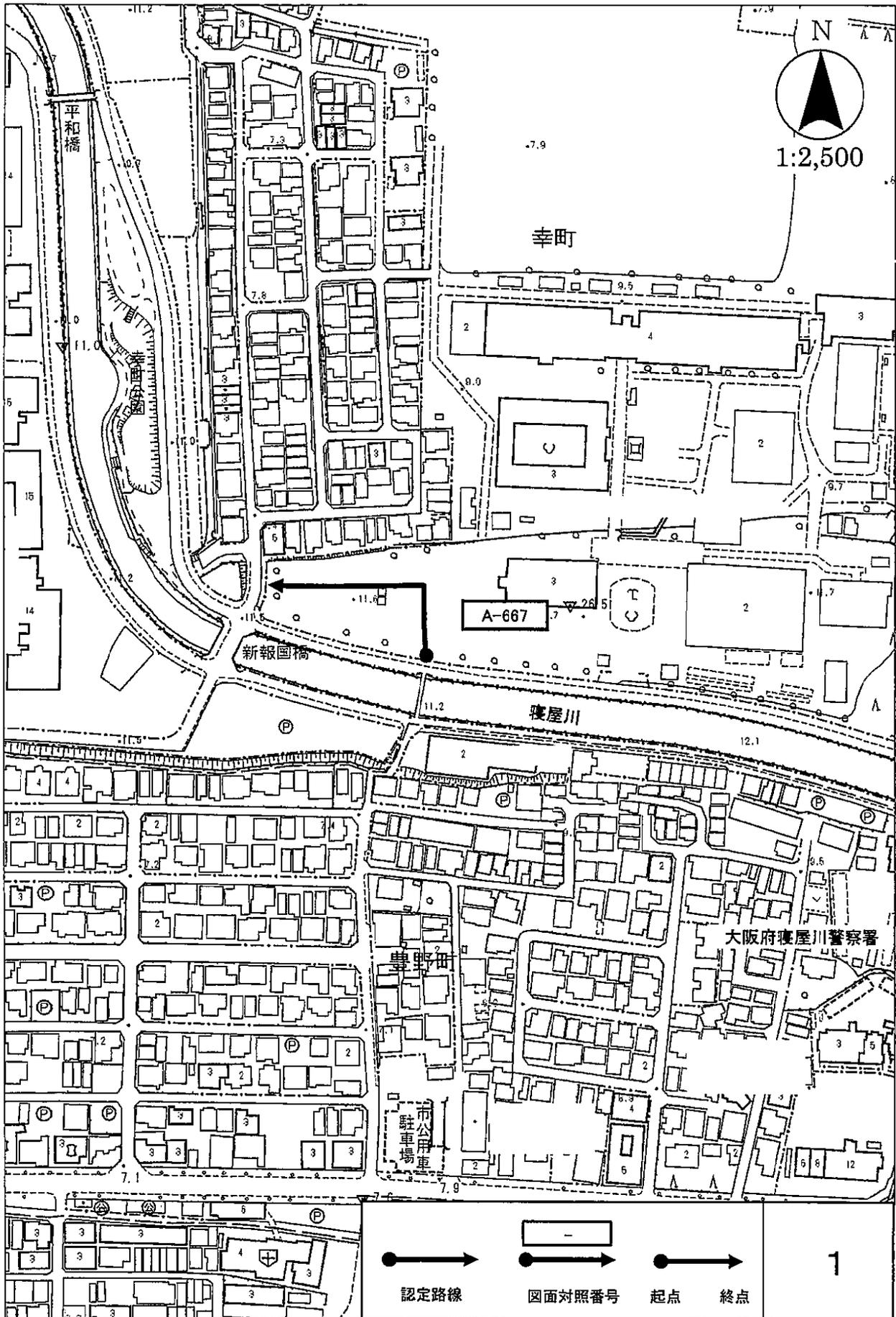
区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	2,257.84 m	23 路線
廃 止 予 定 数 値	167.90 m	2 路線
現 在 数 値	320,002.50 m	2,029 路線
廃 止 後 予 定 数 値	319,834.60 m	2,027 路線
認 定 後 予 定 数 値	322,092.44 m	2,050 路線

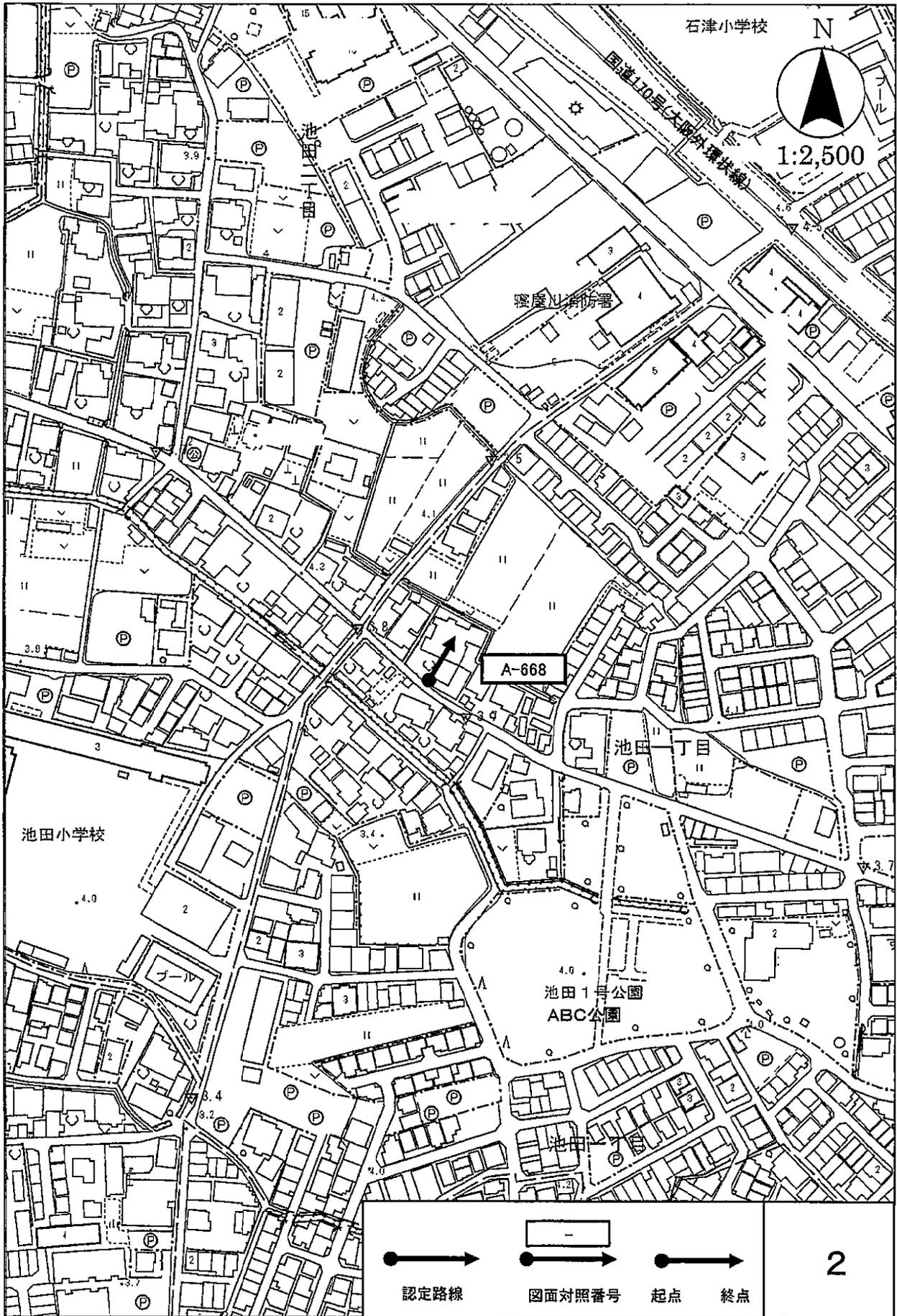
[根拠法令]

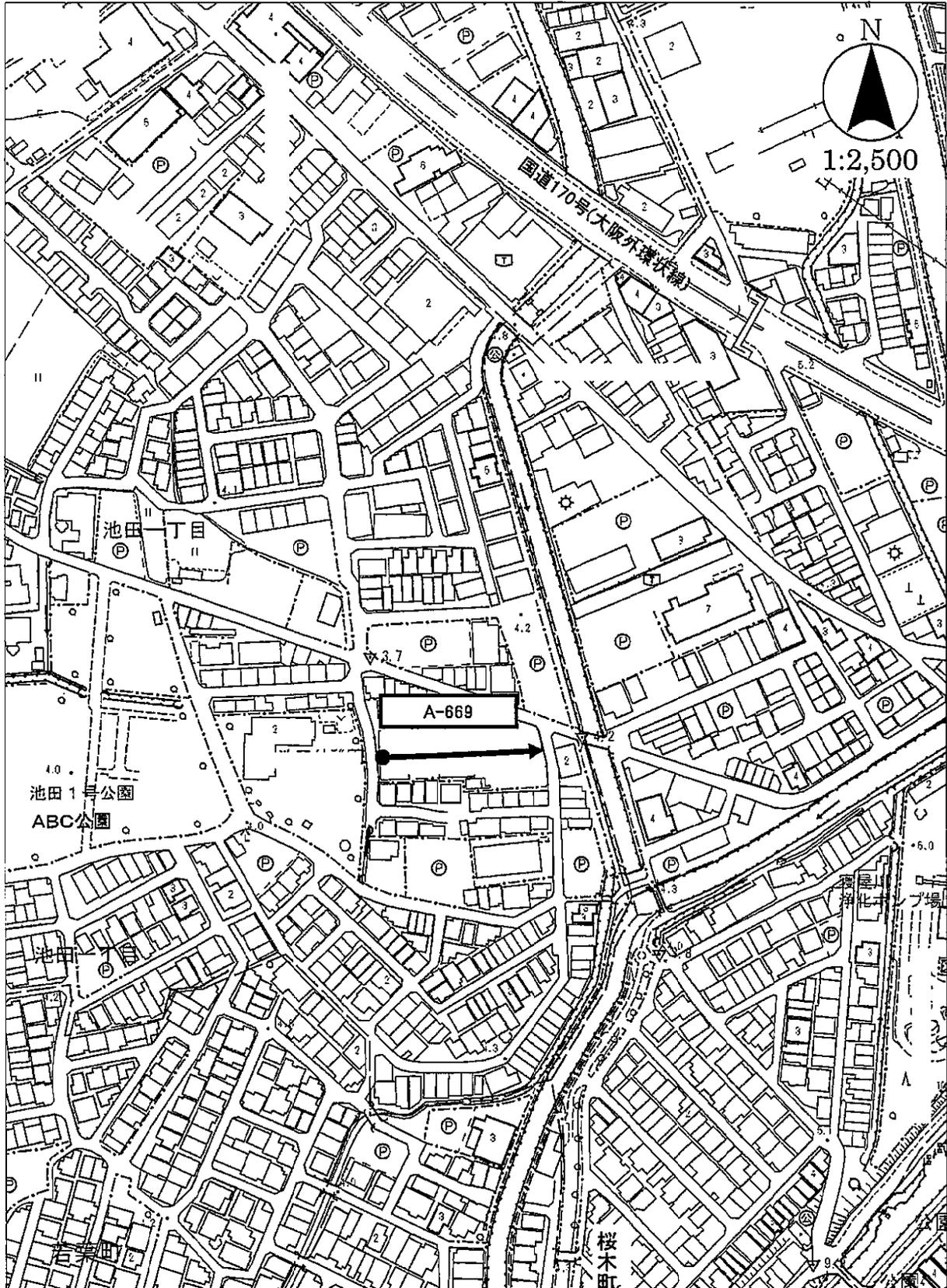
道路法第8条第2項

図面対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
A-667	幸4号線	100.03	4.70	4.70	開発による	1
A-668	池田一丁目22号線	26.95	4.70	4.70	開発による	2
A-669	池田一丁目23号線	70.34	4.70	4.70	開発による	3
A-670	池田二丁目8号線	33.54	5.00	5.30	開発による	4
A-671	石津南11号線	111.60	4.70	4.70	他部からの所管替 えによる	5
A-672	石津南12号線	49.16	4.70	4.70		
A-673	木屋町10号線	43.35	4.70	4.70	開発による	6
B-334	明德13号線	770.90	6.00	7.00	開発による	7
C-228	出雲9号線	31.37	4.70	4.70	終点変更による	8
C-383	黒原城内12号線	42.96	4.70	4.70	開発による	9
C-384	高柳一丁目7号線	36.87	4.70	5.05	開発による	10
C-385	高柳二丁目5号線	21.86	4.70	4.70	開発による	11
D-137	打上高塚町1号線	43.10	1.72	2.42	打上高塚町土地区 画整理事業による	12
D-652	打上高塚町2号線	51.74	6.70	6.70		

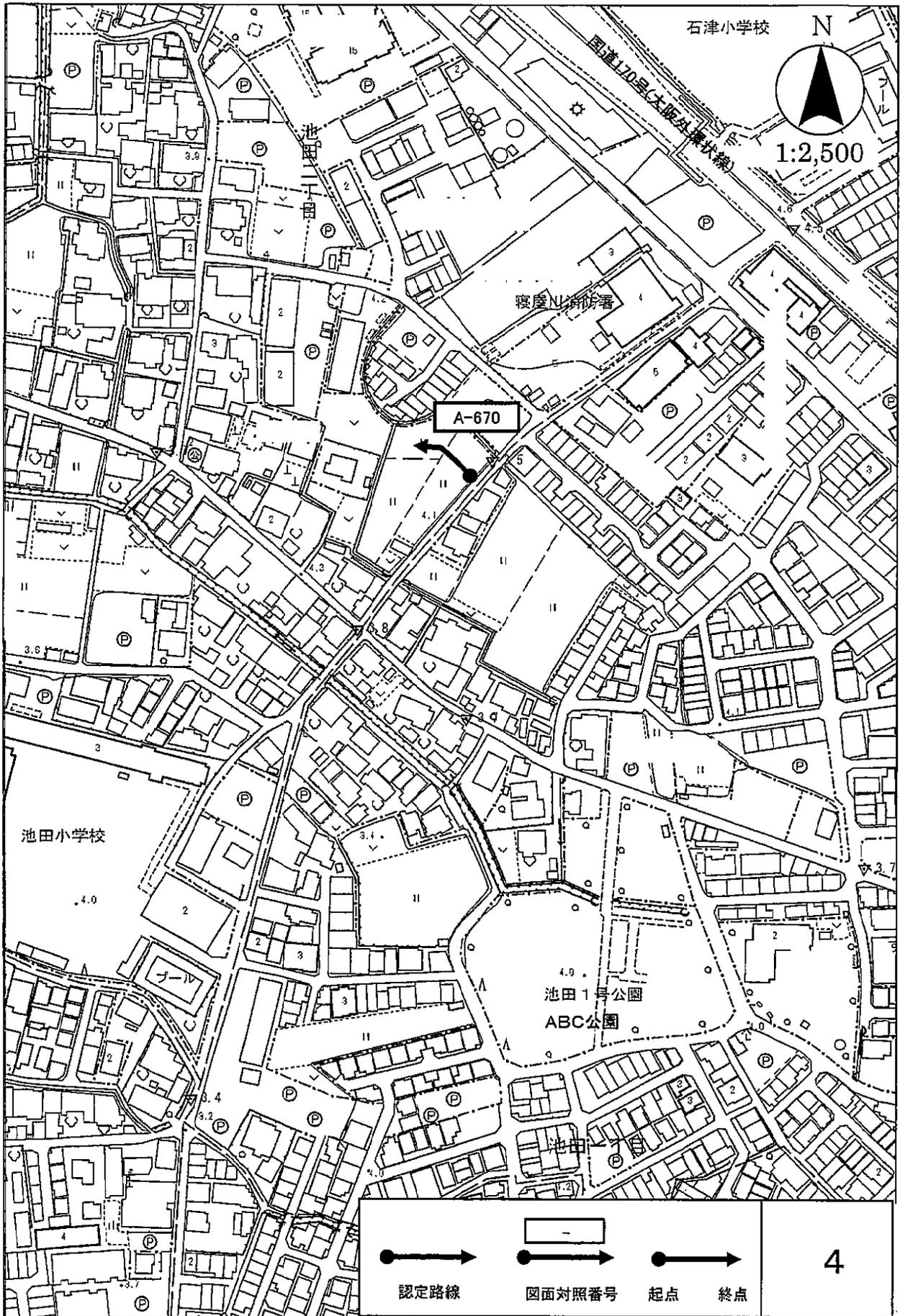
図面 対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
D-653	打上高塚町3号線	15.96	4.70	4.70	打上高塚町土地区 画整理事業による	12
D-654	太秦緑が丘14号線	148.28	5.00	5.00	開発による	13
D-655	太秦緑が丘15号線	89.86	5.00	5.00		
D-656	高宮あさひ丘32号 線	128.40	4.70	4.70	開発による	14
D-657	明和二丁目13号線	56.74	6.70	6.70	開発による	15
D-658	高倉二丁目8号線	137.46	6.70	6.80	開発による	16
D-659	小路北町19号線	86.15	4.70	4.70	開発による	17
D-660	小路北町20号線	25.35	4.70	4.70		
D-661	河北東5号線	135.87	4.70	5.00	開発による	18



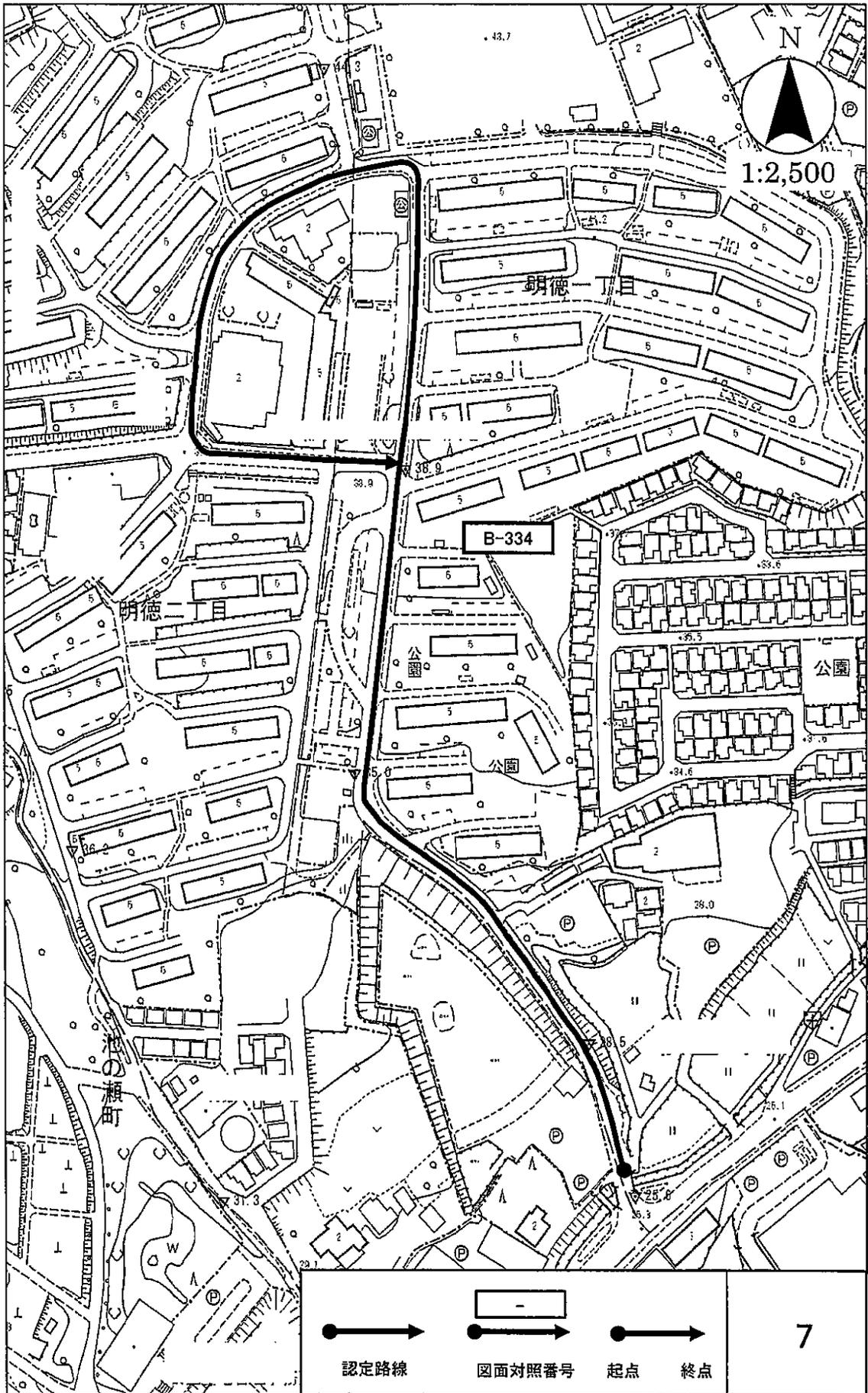


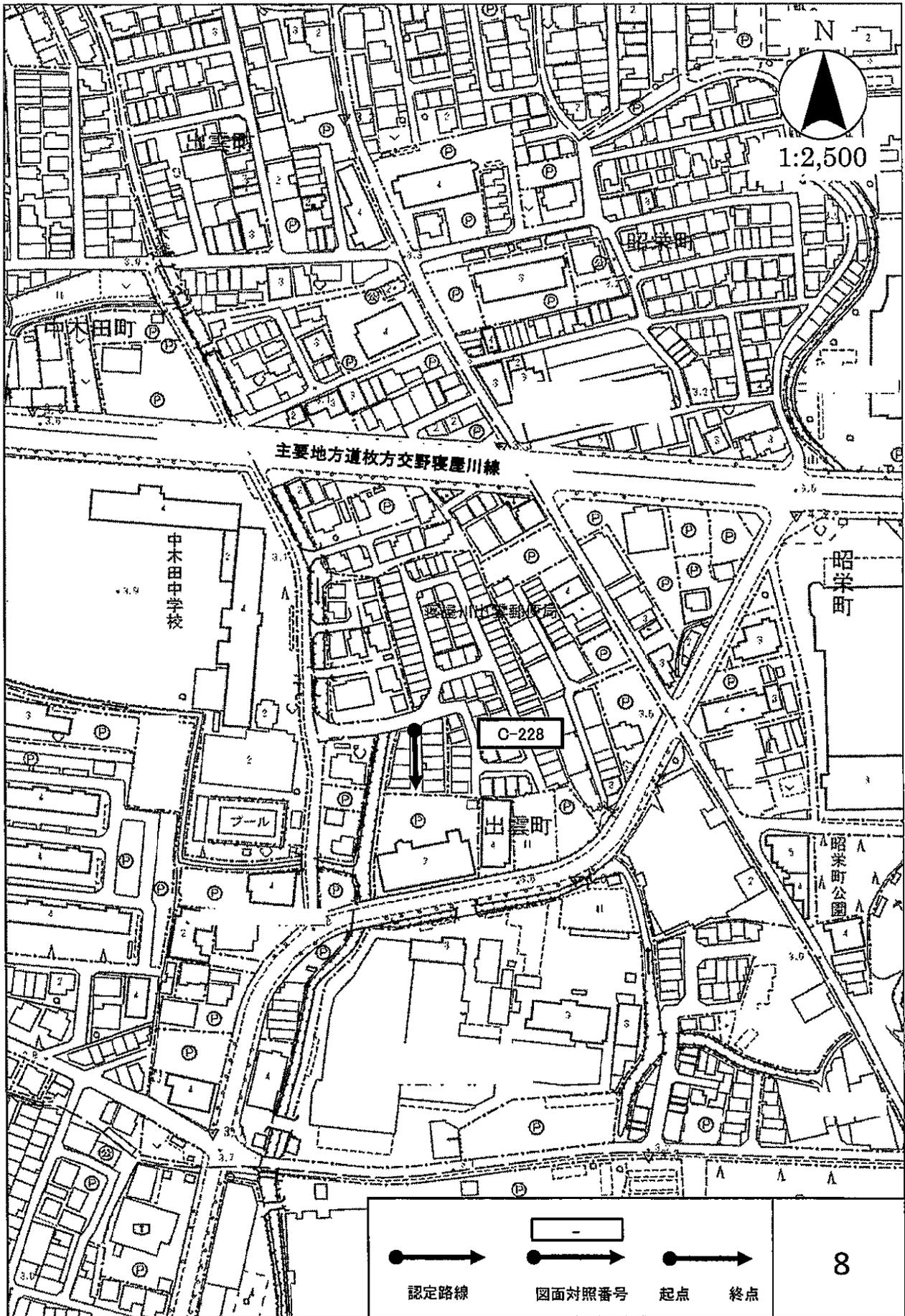


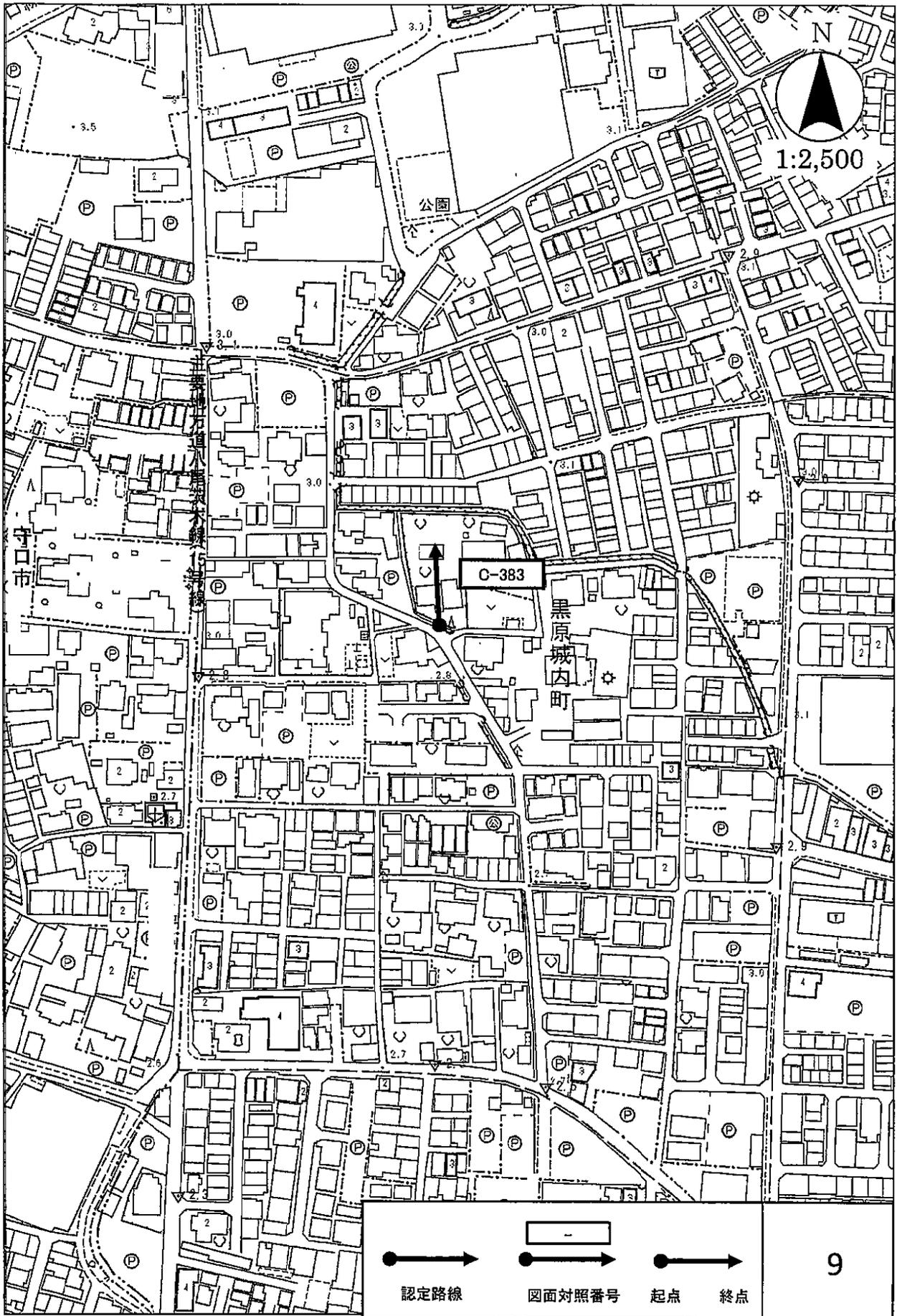
 認定路線	 図面対照番号	 起点	 終点	3
---	--	---	---	---

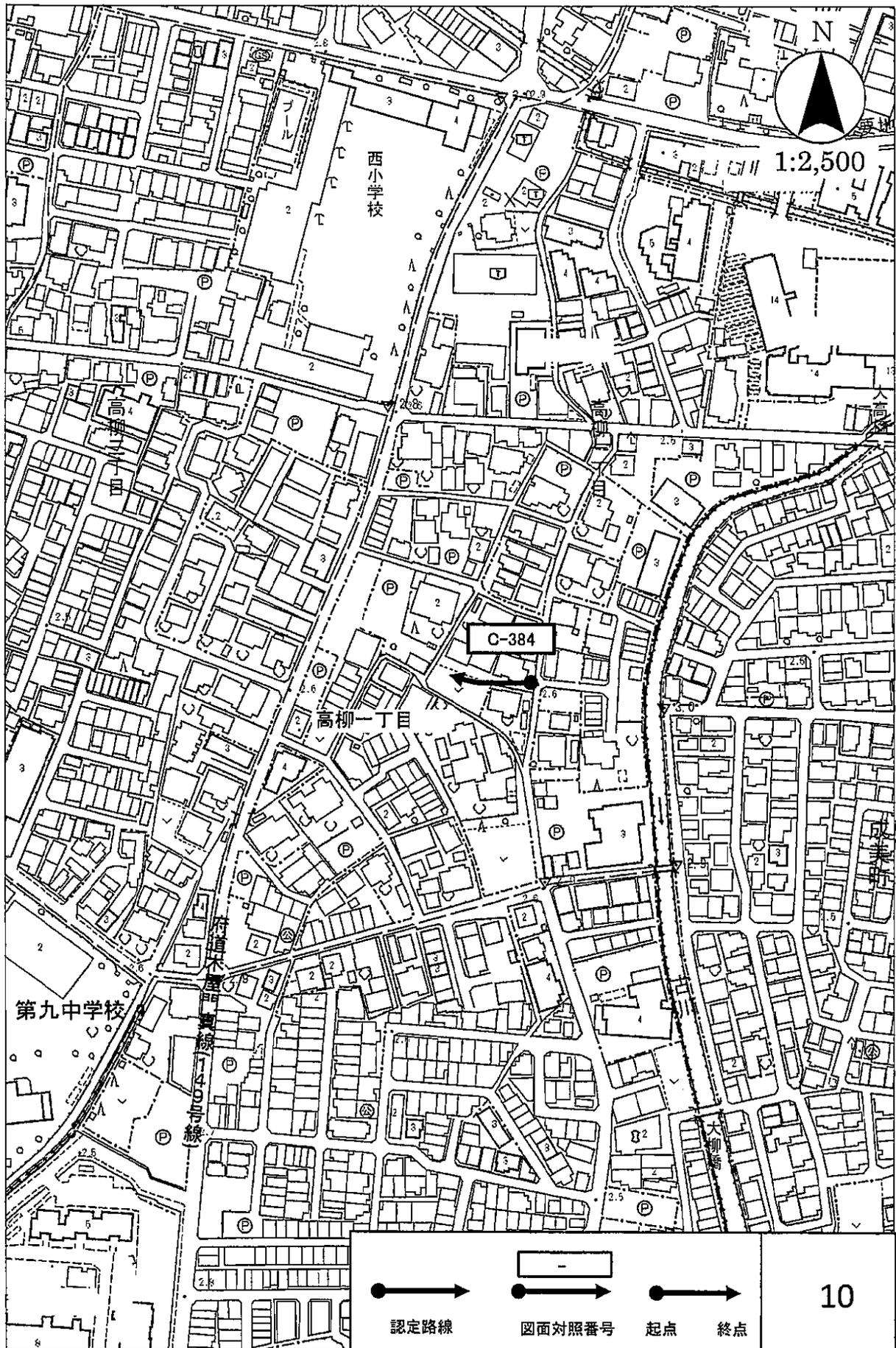


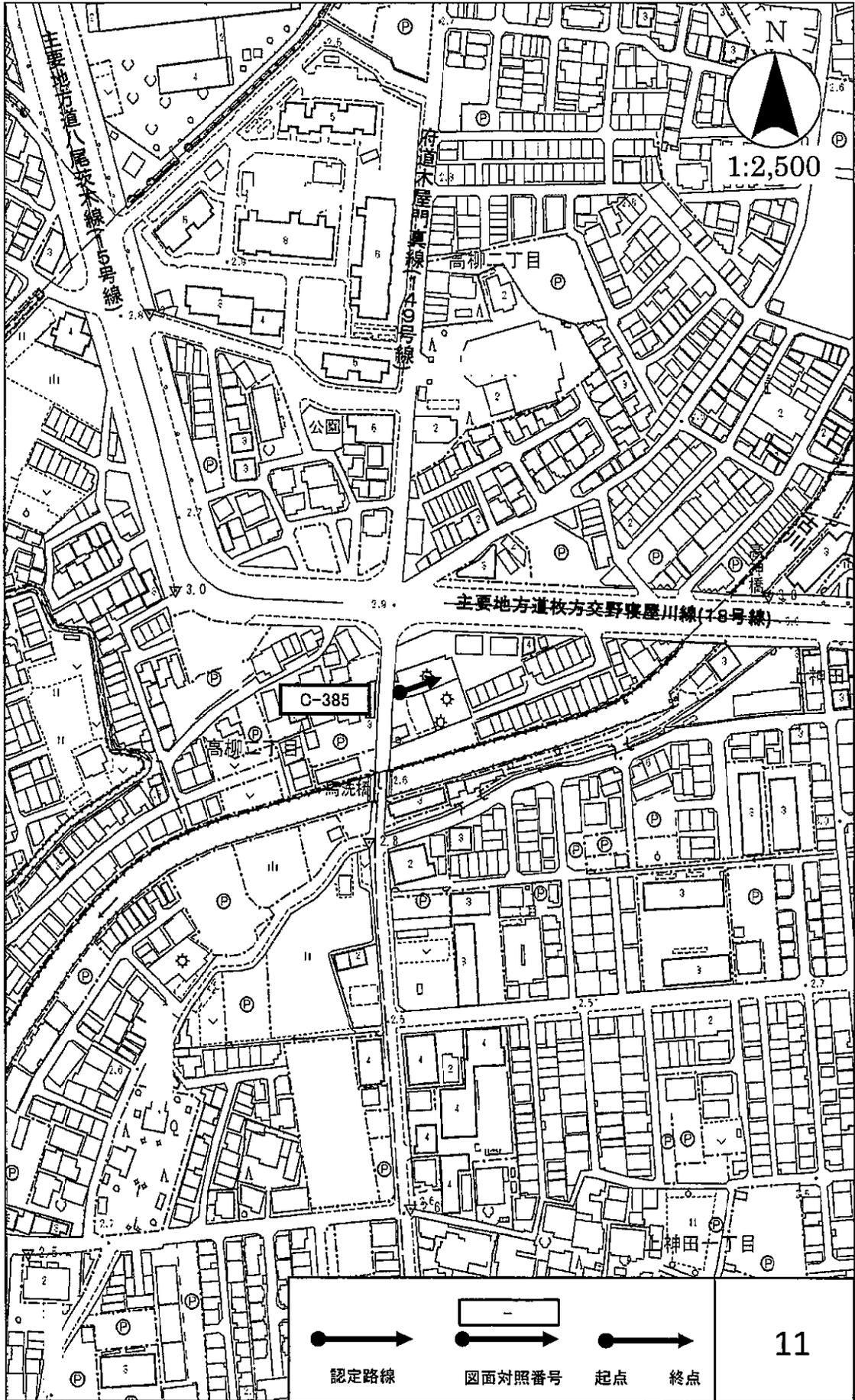


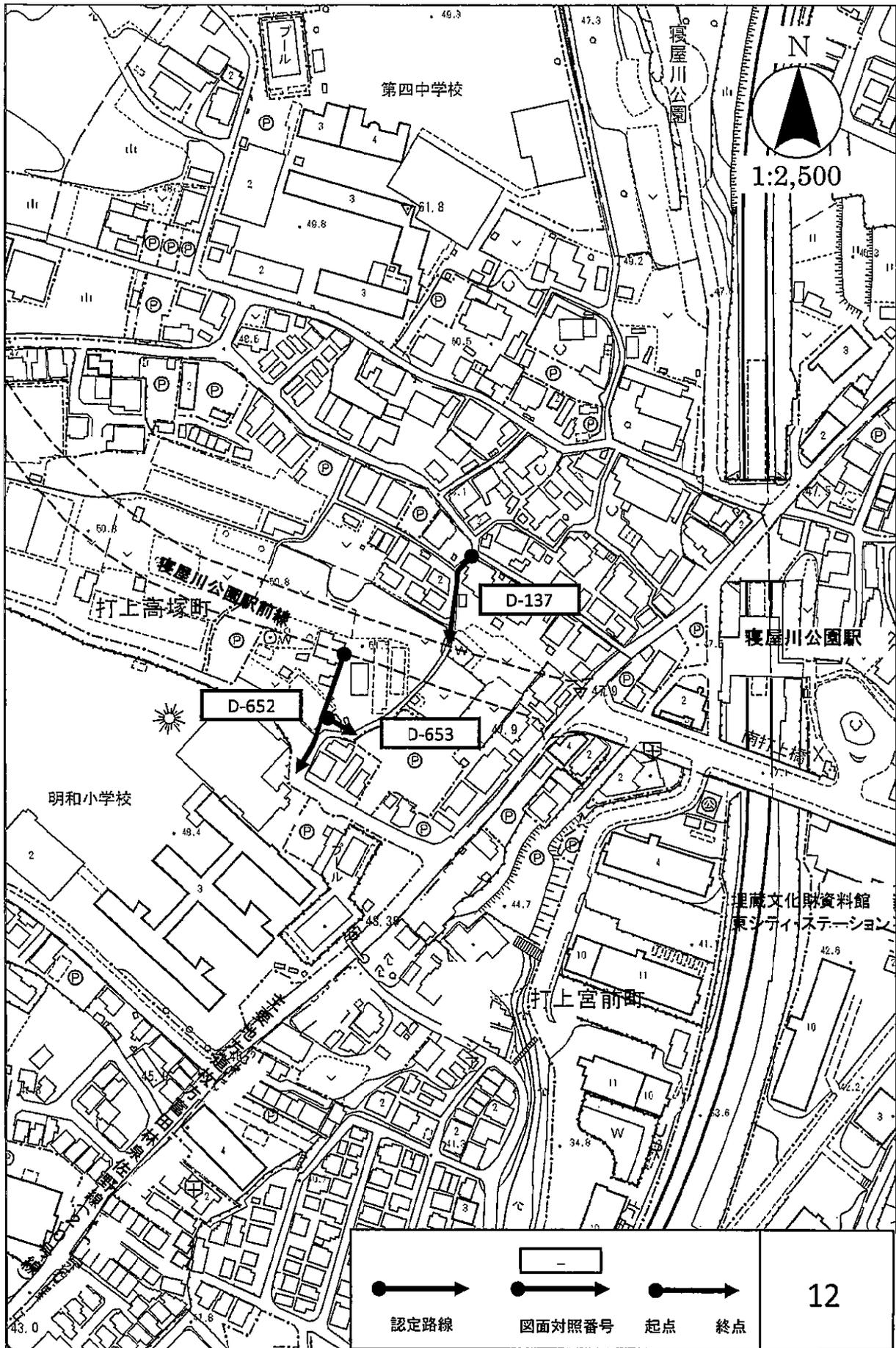


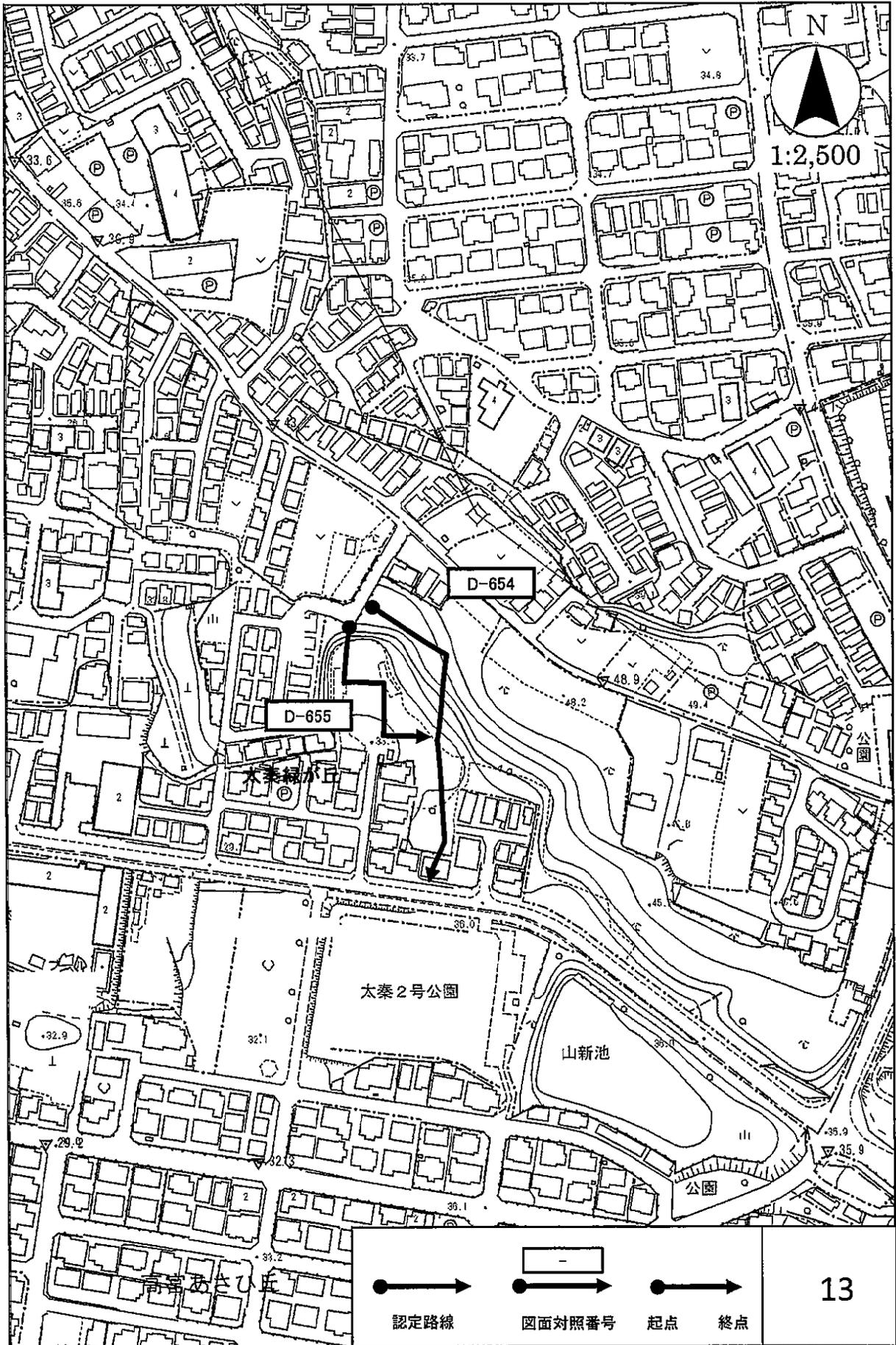


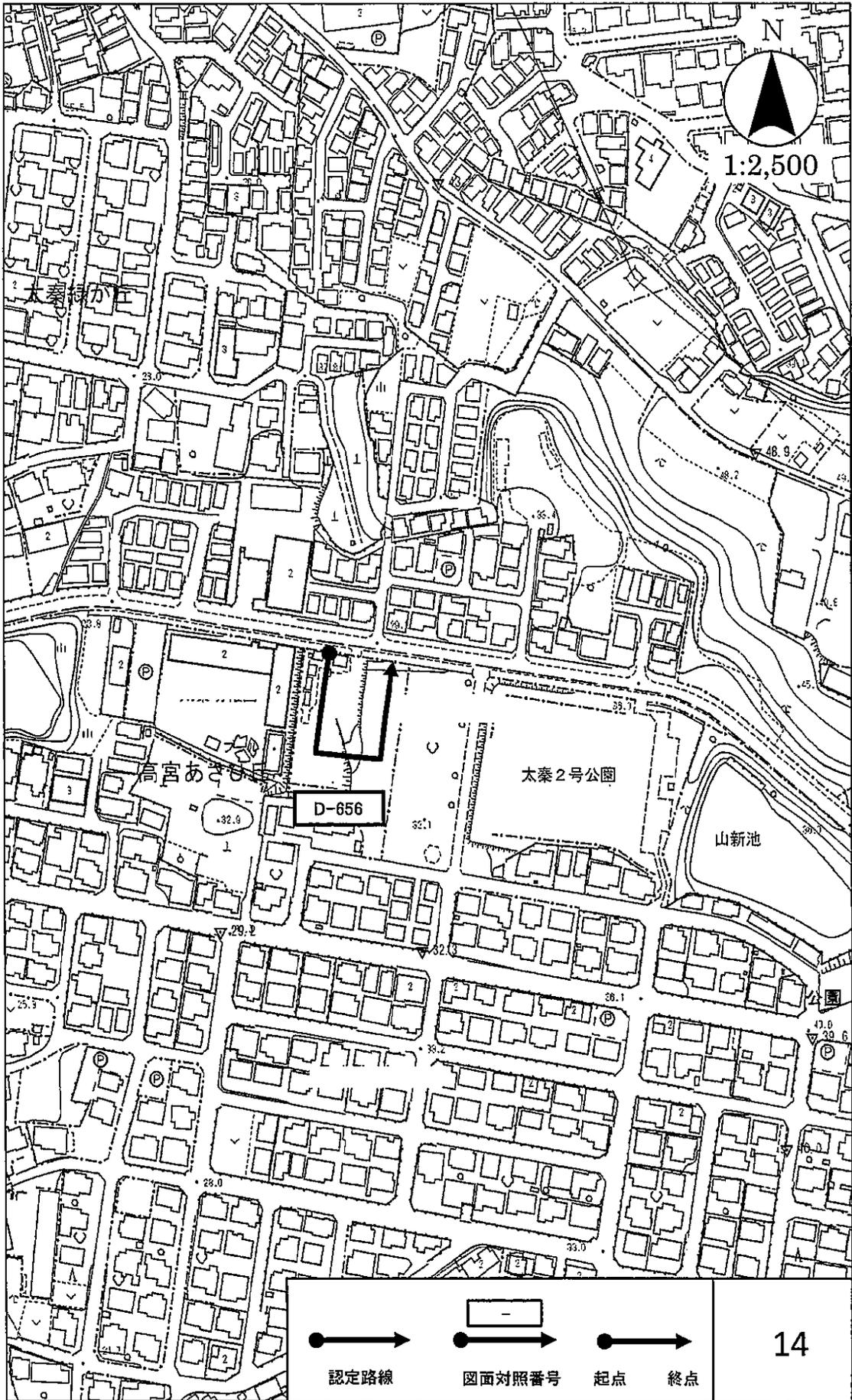


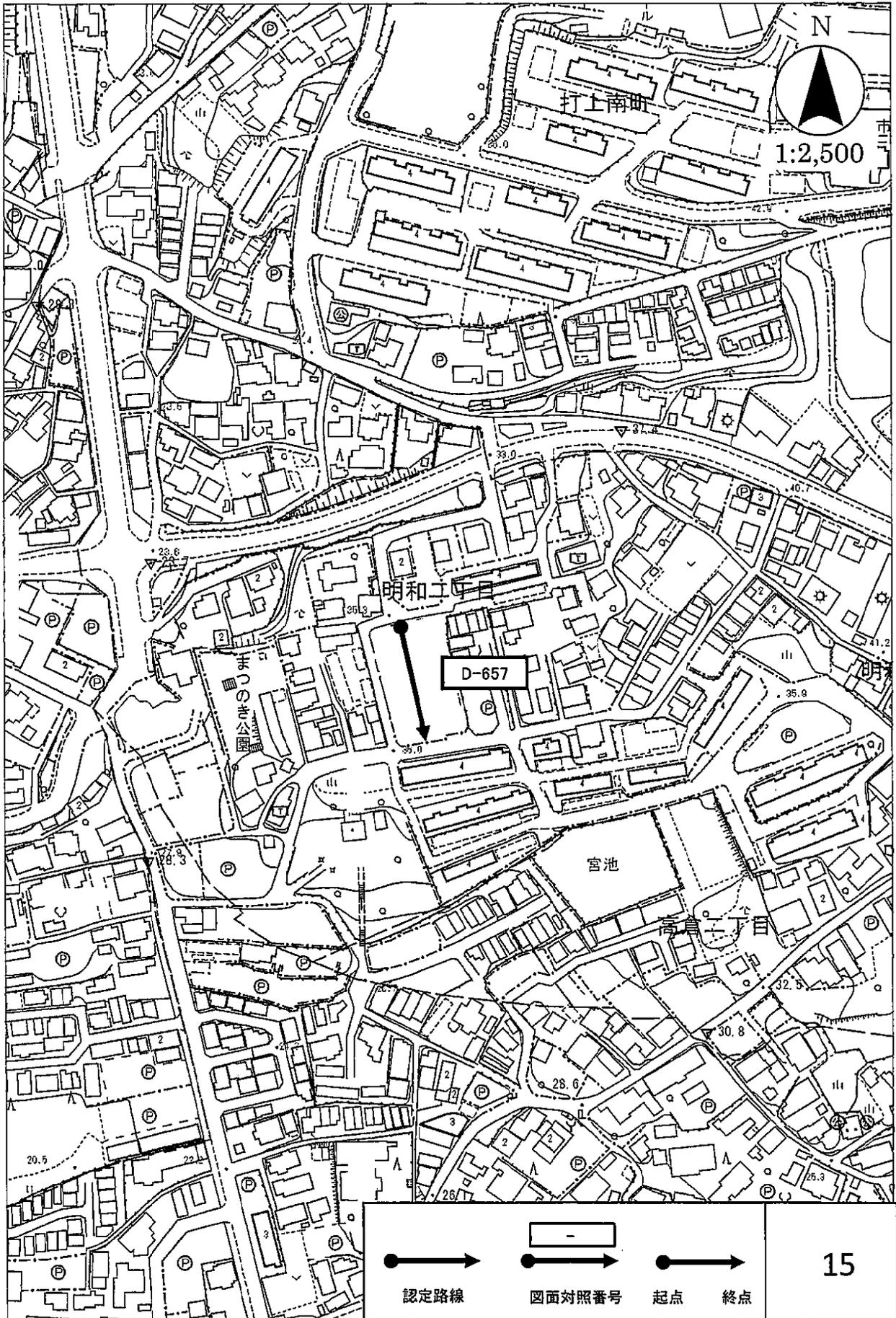


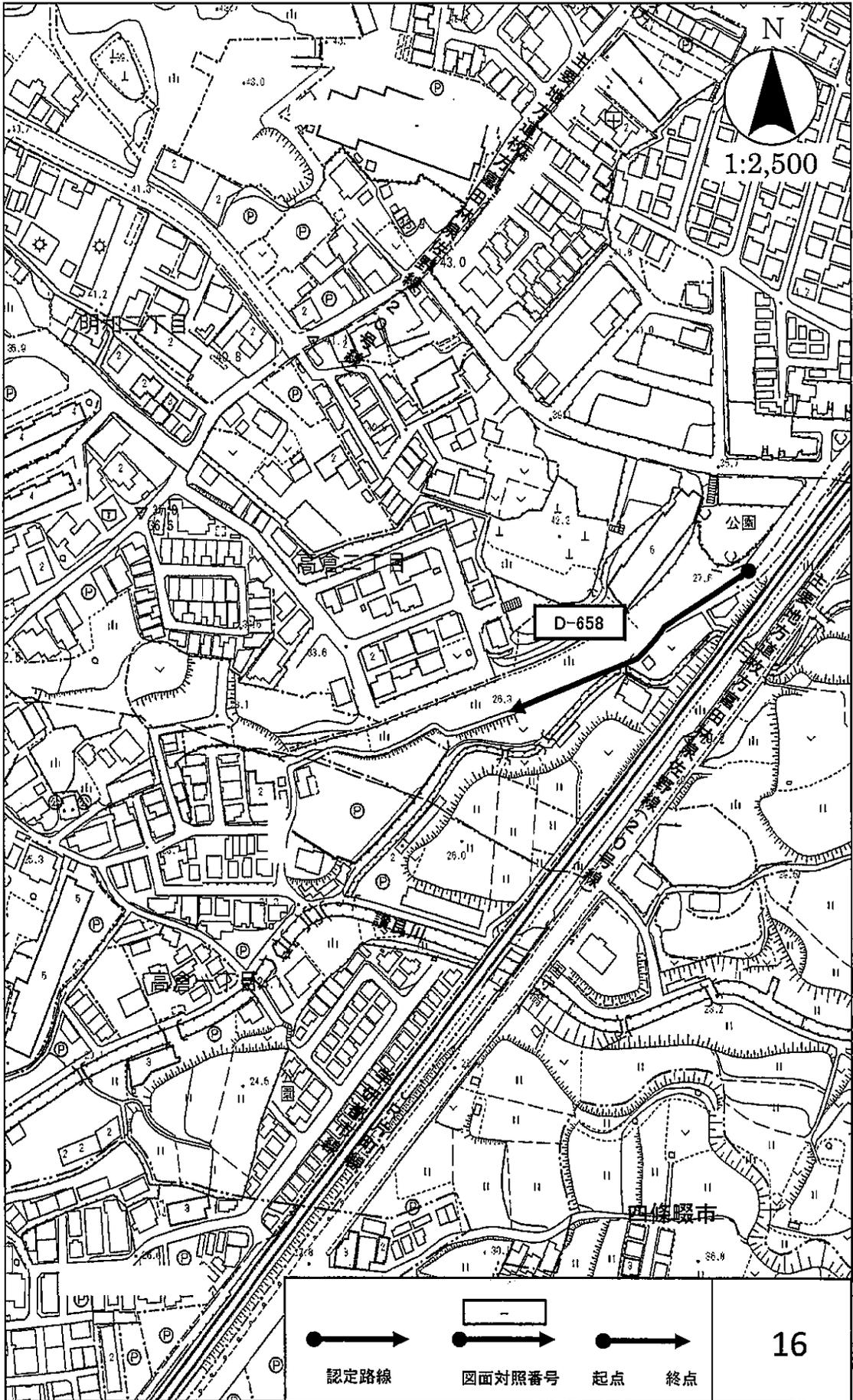


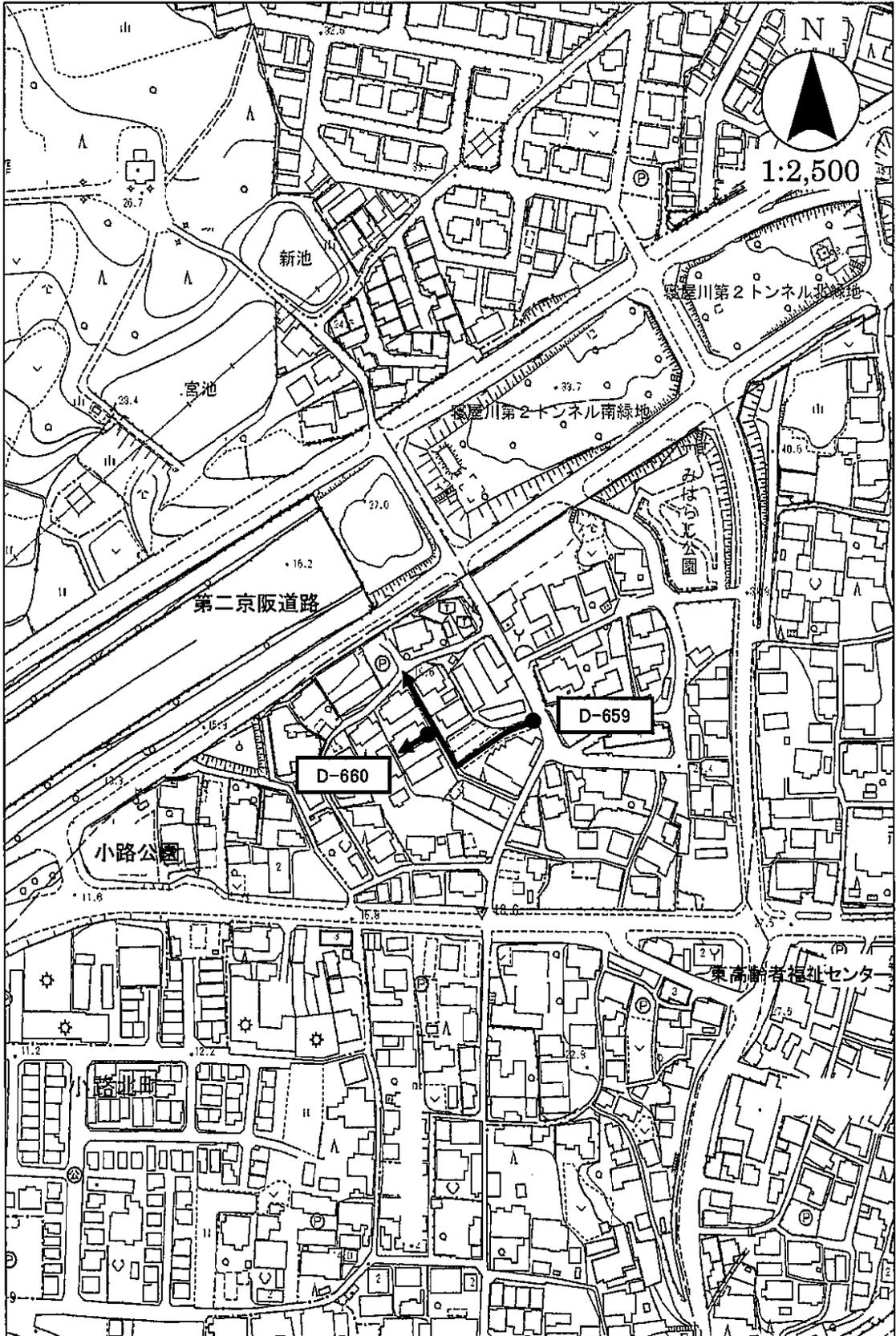












			17
認定路線	図面对照番号	起点 終点	

